

諮問（不）第 25 号
答申（不）第 25 号

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が平成 30 年 9 月 10 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報不開示決定（公文書不存在）（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

請求人は、平成 30 年 8 月 31 日付けで、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定により、「佐世保高等技術専門校に保有されている『請求人との面談記録（H27. 12. 8/H27. 12. 9）』（以下「面談記録」という。）に関するものとして、正式な会議録として組織内部で決裁されたことがわかるもの（以下「本件請求 1」という。）、面談記録が組織内部で事務処理等に利用されたことがわかるもの（以下「本件請求 2」という。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 処分の内容

実施機関は、条例第 18 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 9 月 10 日付けで、公文書を作成していないとの理由を付して本件処分を行い、請求人に通知した。

3 審査請求の内容

請求人は、平成 30 年 10 月 29 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求 1 については、開示公文書の起案文書及び浄書文書等として存在して

いるはずである。

- (2) 本件請求2については、請求人の〇〇権を剥奪することに実際に利用されている。平成28年8月29日付けで学校長が作成した「〇〇書」は、28佐技専第165号「請求人との面談記録」を根拠にして作成されたものであり、請求人の〇〇にかかる契約関係書類の一つとして正式に事務処理に利用されていることがすでに証明されている。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は弁明書及び審査会における口頭説明によると、おおむね次のとおりである。

1 根拠条項の内容

条例第18条第2項は、実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知する必要がある旨規定されている。

2 本件処分の検討

実施機関において、対象文書が作成されていないため、条例に基づく本件処分は妥当である。

3 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

請求人は、面談記録について、知事公印の押印にかかる県の規則を根拠として、当該公文書にかかる起案文書及び浄書文書が存在しているはずであり、また、当該公文書が請求人の〇〇にかかる契約関係書類の一つとして正式に事務処理に利用されていることがすでに証明されていることから、当該公文書が組織内部で事務処理等に利用されたことがわかる公文書が存在すると主張する。

しかしながら、本件請求1については、正式な会議録として組織内部で決裁の手続がなされたものではなく、当該公文書を部分開示決定した起案文書等については、公文書の部分開示を決定するための決裁であり、当該公文書の内容について決裁されたものではない。

また、本件請求2について、平成28年8月29日付けの佐世保高等技術専門校発出の「〇〇に対する回答書」は、面談者である当時の校長及び副校長に確認して作成されたものであり、面談記録は面談者への確認内容を裏付ける備忘録に過ぎず、組織内部で事務処理等に利用されたことがわかる公文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

当審査会において、本件対象保有個人情報の有無について請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のように判断する。

1 公文書の基本的な考え方について

条例第2条第6号は、公文書について「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

ここで、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、長崎県個人情報保護条例の解釈及び運用基準によると、「当該文書がその作成又は取得に関与した職員個人段階のものでなく、組織として共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもの（組織共用文書）を意味する。したがって、作成・取得について、職員の個人的検討段階を離れて、課長等の当該事案の決定権限を有する者の了承・認知を得たものについては、決裁・供覧手続の有無にかかわらず、組織的に用いるものに該当する。また、職員が自己の職務の遂行の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや、職員の個人的な検討段階にとどまる資料、下書き原稿、メモ類等は、組織的に用いるものには当たらない」とされている。

2 本件請求1の内容について

当審査会において、本件開示請求書を見分したところ、本件請求1により請求人が求めている文書は、面談記録について、決裁等の手続を経た組織としての意思決定に係る文書であると認められる。

3 本件請求1に係る保有個人情報不開示決定（公文書不存在）の妥当性について

当審査会において実施機関に確認したところ、面談記録については、校長・副校長が聞き取りを行った備忘録として整理したものであるところ、所属長である校長の了承の下、作成されているものであって、決裁等の手続は行っておらず、また、面談記録は校長が文書の内容について了承・認知した時点で、公文書としての性質を具備したものであり、面談記録の部分開示の決定の決裁をもって正式な公文書となったものではないとのことであった。よって、請求人が主張する部分開示の起案文書等については存在しているが、本件請求1とは性質を異にするものであるとのことであった。

以上を踏まえると、面談記録については、決裁等の手続を経た組織としての意思決定に係る文書を作成しておらず、本件対象保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

4 本件請求2に係る保有個人情報不開示決定（公文書不存在）の妥当性について

当審査会において、実施機関に確認したところ、面談記録は、実施機関が主観的に聞き取った内容を記録、保管しているのみであり、「〇〇に対する回答書」については、〇〇及び面談において校長及び副校長が聞き取った事実を根拠に作成しているため、決裁等に面談記録が添付されている事実もないとのことである。

以上を踏まえると、本件対象保有個人情報を利用した事実はなく、保有していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

5 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、実施機関が行った本件処分は、妥当である。
よって、前記第1のとおり判断する。

第6 付言

実施機関が本件保有個人情報不開示決定通知書（公文書不存在）の理由において、「公文書を作成していないため」とだけ記載しているが、作成していない明確な理由がある場合においては、その内容についても明記すべきである。

保有個人情報不開示決定通知書（公文書不存在）に付記すべき理由については、開示請求者が公文書不存在の理由を明確に認識し得るものであることが必要であることを実施機関においては十分理解の上、今後、適切な理由付記を行うことを望むものである。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和元年5月24日	実施機関から諮問書を受理
令和元年11月8日	審査会（審査）
令和元年12月20日	審査会（審査）
令和2年1月22日	審査会（審査）
令和2年2月28日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
武藤 智浩	弁護士	会長
池内 愛	弁護士	
小林 透	長崎大学副学長	
小松 文子	長崎県立大学副学長	
清水 千恵子	学識経験者	